

背景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【分散錯圃の状況※】

T県N市の認定農業者(水稻専作)の事例

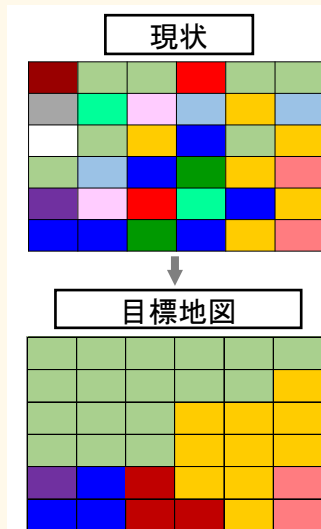


※ ・経営面積16.4haが、70カ所に分散(1カ所当たり平均23a。写真は一部)
・最も離れている農地間の直線距離は5km

法律案の概要

<地域計画の策定(人・農地プランの法定化)>

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率のかつ総合的な利用に関する目標(目標とする農地利用の姿を示した地図を含む)等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成
(基盤法第19条及び第20条)
 - ※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定
(附則第4条)



<農地の集約化等>

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勧案して計画を策定
(現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長(20年→40年)
(農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

<人の確保・育成>

- ① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備
(基盤法第5条及び第11条の11)
- ② 認定農業者に係る措置
 - ア 公庫が、認定農業者向けの「資本金劣後ローン」を融資
(基盤法第13条の3)
 - イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
(基盤法第12条、第13条の2及び第14条)
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
(旧農地法第3条第2項第5号)
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和
(農協法第11条の50第3項)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日